

令和8年教育委員会4月定例会

日 時：令和8年4月30日（木）午後1時30分
場 所：北秋田市役所第二庁舎 1階 第三会議室

署名 教育長
署名 委員

次 第

1 開 会

2 前回委員会会議録の承認

3 諸報告

(1) 教育長報告

① 動静報告

(2) 各課所管事項

・教育総務課

① 4月行事報告及び5月行事予定

② あきたリフレッシュ学園

③ 学校給食

・学校教育課

① 4月行事報告及び5月行事予定

② 学校の状況

・生涯学習課

① 4月行事報告及び5月行事予定

(3) 各課工事等発注状況

4 案 件

(1) 承認第7号 市議会提出議案に関する意見聴取について（専決第11号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第16号））の関係部分）

(2) 承認第8号 市議会提出議案に関する意見聴取について（専決第12号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 令和8年度北秋田市一般会計補正予算（第1号））の関係部分）

(3) 議案第15号 北秋田市公印の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則の制定について

- (4) 議案第 16 号 北秋田市公印の押印の見直しに伴う関係告示の整備に関する教育委員会告示の制定について
- (5) 報告第 4 号 専決処理の報告について (専決第 10 号 北秋田市教育委員会事務局職員への休職発令について)
- (6) 報告第 5 号 専決処理の報告について (専決第 13 号 北秋田市幼保小架け橋委員会委員の委嘱について)
- (7) 報告第 6 号 専決処理の報告について (専決第 14 号 北秋田市教育支援委員会委員の委嘱について)
- (8) 報告第 7 号 専決処理の報告について (専決第 15 号 北秋田市不登校対策検討委員会委員の委嘱について)
- (9) 報告第 8 号 専決処理の報告について (専決第 16 号 学校医等の委嘱について)
- (10) 報告第 9 号 専決処理の報告について (専決第 17 号 北秋田市学校結核対策委員会委員の委嘱について)
- (11) 報告第 10 号 専決処理の報告について (専決第 18 号 学校事務共同実施グループリーダー等の任命について)

5 その他

- (1) 機構図について
- (2) 次回の教育委員会定例会の開催日について
- (3) その他

6 閉 会

1 教育長の動静について(3月26日～4月29日)

No.	日	曜	会議等	会場
1	26	木	定例教育委員会	第3会議室
2	30	月	お話どんどこととの打合せ	式場
3	31	火	退職辞令交付式(教委)	第3会議室
4			退職辞令交付式(部局)	3F大会議室
5	1	水	職員辞令交付式	コムコム
6			市長新年度訓示	コムコム
7			公民館長辞令交付式	第3会議室
8			教育委員会職員辞令交付式	第3会議室
9			教育長新年度訓示	第3会議室
10			新規採用教職員辞令交付式	第3会議室
11	3	金	北鷹高校長/教頭来庁	3F大会議室
12			議会運営懇談会	3F大会議室
13			市校長会総会①	交流センター
14	6	月	(春の全国交通安全運動～4/15)	
15	7	火	登校状況視察(鷹巣東小)	鷹巣東小
16			森吉中学校入学式	森吉中
17	8	水	登校状況視察(清鷹小)	清鷹小
18			鷹巣東小学校入学式	鷹巣東小
19	9	木	登校状況視察(阿仁学園前期課程)	阿仁学園
20			市長業務ヒアリング庁内打合せ	事務局
21			大館北秋田校長会歓送迎会	プラザ杉の子
22	10	金	登校状況視察(合川小)	合川小
23			アспектコア来庁	事務局
24			あきたリフレッシュ学園1学期始業式	学童研修センター
25	11	土	登校状況視察(米内沢小)	米内沢小
26	13	月	100 ⁺ マラソン事務局来庁	事務局
27			市長との打合せ	応接室
28	14	火	登校状況視察(綴子小)	綴子小
29			市長業務ヒアリング	3F第3会議室
30	15	水	登校状況視察(鷹巣小)	鷹巣小
31	16	木	臨時議会	議場
32	17	金	鷹巣地区少年保護育成委員会・懇親会	北秋田警察署・次男坊
33	19	日	全市一斉クリーンアップ	木戸石集落
34	20	月	(全国学習状況調査:中3英～23日)	
35			中体連会長来庁	事務局
36	21	火	鷹巣地区婦人団体連合会総会	コムコム
37	23	木	(全国学習状況調査)	
38			北教育事務所SSW来庁	事務局
39			青少年育成市民会議総会	コムコム
40			合川小中学校運営協議会	合川小
41	24	金	人事評価者研修	県総合教育センター
42			市教育センター所員総会(オンライン:ビデオ)	
43	25	土	大北中学校春季大会(柔道・剣道)	合川中
44			大館北秋田退職校長会定期総会・懇親会	プラザ杉の子
45			鷹巣建設技能組合青年部奉仕作業(鷹小・東小)・懇親会	中央公園

No.	日	曜	会議等	会場
46	26	日	大北中学校春季大会(バスケット)	合川体育館
47	28	火	北教育事務所主任社教主事来庁	事務局
48			幼保小連携会議	コムコム
49			定例部長会	3F大会議室
50			市P連懇親会	菅原館
51	29	水	(昭和の日)	

【教育総務課】

① 4月行事報告及び5月行事予定

行事報告

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4	1	水	令和8年度定期人事異動辞令交付式	第二庁舎第三会議室	
	10	金	あきたリフレッシュ学園始業式	学童研修センター	
	30	木	教育委員会4月定例会	第二庁舎第三会議室	

行事予定

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5	1	金	北秋田市教育委員会教育長任命書交付式	本庁舎応接室	
	14・15	木・金	第76回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会高知大会	高知県高知市	
	18	月	令和8年度北秋田市奨学資金貸付審査会	第二庁舎第三会議室	
	21	木	教育委員会委員任命書交付式	本庁舎応接室	
	21	木	第1回総合教育会議・教育委員会5月定例会	市民ふれあいプラザ	
	29	金	県都市教育長協議会定期総会	秋田市役所	
	29	金	県市町村教育委員会連合会定期総会	秋田市役所	

② あきたリフレッシュ学園

(1) 利用状況

学園生 9人 (4月1日現在)	市内小学生	男子 1人	女子 0人
	市外小学生	男子 0人	女子 0人
	市内中学生	男子 3人	女子 3人
	市外中学生	男子 2人	女子 0人
		男子 6人	女子 3人

体験入園 2人 (3月1日～31日)	市内小学生	男子 0人	女子 0人
	市外小学生	男子 1人	女子 0人
	市内中学生	男子 0人	女子 1人
	市外中学生	男子 0人	女子 0人
		男子 1人	女子 1人

(2) 活動内容

(3月15日～
4月14日)

卓球、水辺の生き物調査、冬囲い外し、タイヤ交換体験、パークゴルフ場整備

③ 学校給食

(1) 4月の地場産物メニューの紹介

【鷹巣北部】 「山の恵みいっぱい肉うどんメニュー」 4月9日（木）提供

- ・ 献立：たもぎ茸入り肉うどん、キャベツメンチカツ、豆乳プリンタルト、牛乳
- ・ 北秋田市産食材：うどん、山菜水煮（ふき、わらび、ぜんまい）

北秋田市産食材は、森林組合阿仁特用工場さんの「山菜水煮」です。
たもぎ茸はきのこの仲間です。鮮やかな黄色と強い旨味が特徴で「ゴールデンしめじ」とも呼ばれています。お腹の中をきれいにしてくれる食物繊維が豊富ですが、そのほかにも免疫力を上げる働きもっています。

【鷹巣南部】 「新学期のお祝いメニュー」 4月7日（火）提供

- ・ 献立：ご飯、鶏肉のオニオンソース焼き、じゃがいものコンソメソテー、チンゲン菜のスープ、お祝いデザート、牛乳
- ・ 北秋田市産食材：米、あきたしらかみにんにく

北秋田市産食材は、しらかみファーマーズさんの「あきたしらかみにんにく」です。
新学期が始まりました。ひとつ学年が上がり、お兄さん、お姉さんになりましたね。みなさんには食べる楽しみ、感謝の気持ち、栄養や食べ物についていろいろ知って欲しいと思います。これから始まる一年間、いろいろなことを学んで、いろいろな食べ物に出会って、いろいろな味を知る機会になるよう給食センターでは一生懸命頑張ります。みなさんも必ずひと口は食べるように頑張ってくださいね。

【もりよし】 「おいしく整う大豆メニュー」 4月9日（木）提供

- ・ 献立：コーンこんごはん、青じそいりとりつくね、大豆とひじきのにももの、じゃがいものみそ汁、牛乳
- ・ 北秋田市産食材：米、大豆の水煮

北秋田市産食材は、森林組合阿仁特用工場さんの「大豆の水煮」です。
大豆とひじきの煮物に使われている大豆は、「畑の肉」と呼ばれるくらい栄養価の高い食品です。体をつくるために必要なたんぱく質だけではなく、体の調子を整える「ビタミン類」や「ミネラル」も豊富にふくまれています。お箸を上手に使ってしっかり食べて「大豆パワー」をいただきましょう！

【学校教育課】

令和8年度

学校教育課

行事報告

月	日	曜	計画事項	場所	備考
4	1	水	春季休業日（～4／6）		
	3	金	市校長会総会	交流センター	
	7	火	各校始業式	各校	
	24	金	教育センター所員総会 養護・栄養部会、学校事務部会	各校オンライン 交流センター	
	28	火	幼保小連携会議	市民ふれあいプラザ	

【各校の入学式】

4月7日（火） 鷹巣中学校、森吉中学校、合川中学校、阿仁学園
 4月8日（水） 鷹巣小学校、鷹巣東小学校、綴子小学校、清鷹小学校
 米内沢小学校、合川小学校

行事予定

月	日	曜	計画事項	場所	備考
5	12	火	登校支援ネットワーク会議①	第二庁舎	
	15	金	教育センター実技研修部会①	オンライン	
	19	火	教育センター運営委員会①	第二庁舎	
	20	水	市初任者研修	第二庁舎	
			学校事務部会②	第二庁舎	
	21	木	教育センター特別支援教育部会	交流センター	
	22	金	市校長会経営研究会	鷹巣東小	
	27	水	市教育支援委員会①	第二庁舎	
29	金	不登校対策検討委員会①	第二庁舎		

【運動会・体育大会の予定】

5月9日（土） 森吉中、合川中、阿仁学園
 5月10日（日） 鷹巣東小、綴子小、清鷹小、米内沢小、合川小
 5月16日（土） 鷹巣小
 5月31日（日） 鷹巣中

【修学旅行の予定】

鷹巣中 5月12日（火）～14日（木）東京
 阿仁学園後期 5月18日（月）～20日（水）東京
 合川中 5月27日（水）～29日（金）東京
 森吉中 5月26日（火）～28日（木）東京

- 1 令和8年4月1日現在児童・生徒数 (前月比) [前年4月比]
 小学校・義務教育学校前期: 769人 (-87) [-91]
 中学校・義務教育学校後期: 496人 (-22) [-18]
 合計: 1265人 (-109) [-109]

※各校の詳細は資料参照

※各校の前月比 鷹巣小-14 鷹巣東小-8 綴子小-11
 清鷹小 -9 米内沢小-20 合川小-20
 阿仁学園前期-5
 鷹巣中-16 森吉中-4 合川中+1
 阿仁学園後期-3

2 職員の異動等

※育児休業が終了し、令和8年4月1日から出勤している職員

①森吉中 教諭 柏木 奏海

3 不審者等の情報

・大館北秋田地域での新たな情報はありません。

4 クマやサルなどの目撃情報への対応

- ・4月16日(木)午後6時30分頃、七日市家向の比内支援学校たかのす校の敷地内でクマ1頭が目撃がありました。北秋田警察署から市教委へ連絡があり、清鷹小と鷹巣中に市教委から注意喚起の電話をしました。
- ・4月18日(土)午前11時45分頃、北秋田市阿仁真木沢鉦山地内の国道105号をクマ1頭が山水荘方面に横断したとの目撃情報がありました。北秋田警察署からの連絡を受け、義務教育学校阿仁学園に市教委から一斉メールを配信しました。
- ・4月19日(日)午後5時25分頃、米内沢字長野104-1(JAガソリンスタンド付近)でイノシシの目撃情報がありました。北秋田警察署からの連絡を受け、森吉中と米内沢小の校長にメール等で情報提供しました。

5 臨時休業等

- ・清鷹小学校3年生(19名) 学年閉鎖(4月21日~23日 3日間)
 4月20日(月)段階で欠席7名(インフルB3名、頭痛3名、腹痛1名)
 前の週も別の児童4名がインフルBの診断。

令和8年度児童生徒数

令和8年4月1日現在

(単位:人)

学校名	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鷹巣小学校	15	18	21	14	32	16	27	25	29	30	28	22	152	125
	33		35		48		52		59		50		277	
鷹巣東小学校	2	8	5	7	8	5	4	8	5	9	3	1	27	38
	10		12		13		12		14		4		65	
綴子小学校	3	5	4	7	3	2	5	6	5	7	6	6	26	33
	8		11		5		11		12		12		59	
清鷹小学校	5	7	8	10	10	9	17	4	8	10	12	16	60	56
	12		18		19		21		18		28		116	
米内沢小学校	5	5	10	12	7	8	11	7	9	12	5	10	47	54
	10		22		15		18		21		15		101	
合川小学校	4	8	12	6	10	6	17	10	14	11	10	16	67	57
	12		18		16		27		25		26		124	
義務教育学校 阿仁学園 (前期課程)	2	1	0	3	1	1	1	4	2	5	5	2	11	16
	3		3		2		5		7		7		27	
計	36	52	60	59	71	47	82	64	72	84	69	73	390	379
	88		119		118		146		156		142		769	

学校名	1年生		2年生		3年生										計	
	男	女	男	女	男	女									男	女
鷹巣中学校	49	52	53	40	57	57									159	149
	101		93		114										308	
森吉中学校	13	14	13	7	17	11									43	32
	27		20		28										75	
合川中学校	11	19	14	18	13	14									38	51
	30		32		27										89	
義務教育学校 阿仁学園 (後期課程)	7	1	5	1	8	2									20	4
	8		6		10										24	
計	80	86	85	66	95	84									260	236
	166		151		179										496	

総数 1,265

【生涯学習課】

令和8年

行事報告

生涯学習係

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4	1	水	北秋田市公民館長辞令交付式	市役所第二庁舎第3会議室	10人
	2	木	北地区社会教育主事協会臨時役員会	北秋田地域振興局	13人
	13	月	第1回家庭教育支援チーム会議	市民ふれあいプラザ	7人
	16	木	市町村教育委員会生涯学習・社会教育主管課長会議	県生涯学習センター	
	21	火	マタギの地恵体験学習会第1回実行委員会	前田公民館	
	23	木	青少年育成北秋田市民会議 総会	市民ふれあいプラザ	
	24	金	北地区社会教育主事協会総会・第1回研修会	市民ふれあいプラザ	

令和8年

行事報告

鷹巣地区公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4					

令和8年

行事報告

合川公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4	13	月	合川ことぶき大学第1回役員会	合川公民館	9人

令和8年

行事報告

森吉・前田公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4	17	金	森吉大学運営委員会	森吉公民館	
	24	金	森吉大学開講式	森吉公民館	

令和8年

行事報告

阿仁・大阿仁公民館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4					

令和8年

行事報告

鷹巣・森吉図書館

月	日	曜	報告事項	場所	備考
4	5	日	おはなし会「おはなしでてこいみに」	鷹巣図書館	4人
	11	土	おはなし会「おはなしばれっと」	森吉図書館	3人
	18	土	おはなし会「おはなしでてこい」	文化会館会議室	
	22	水	令和8年度第1回北秋田市図書館協議会	文化会館会議室	

令和8年

行事予定

生涯学習係

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5	15	金	高鷹大学 入学・開講式	市民ふれあいプラザ	
	15	金	秋田県社会教育主事連絡協議会総会	県生涯学習センター	
	18	月	第2回家庭教育支援チーム会議	市民ふれあいプラザ	
	20	水	県生涯学習奨励員協議会総会・研修会	県生涯学習センター	
	26	火	第1回北秋田市社会教育委員の会議	市民ふれあいプラザ	
		下旬	第1回北秋田市生涯学習奨励員協議会・研修会	市民ふれあいプラザ	

令和8年

行事予定

鷹巣地区公民館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5	16	土	定期講座「エンジョイ講座」	七座公民館	

令和8年

行事予定

合川公民館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5	17	日	第51回誕生の森記念植樹	合川中グラウンド	
	25	月	短期講座「手前みそ作り講座」	合川公民館	
	26	火	合川ことぶき大学「入学式・開講式」	合川公民館	

令和8年

行事予定

森吉・前田公民館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5					

令和8年

行事予定

阿仁・大阿仁公民館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5	29	金	阿仁生き生き大学 入学式・開講式並びに第1回学習会	阿仁公民館	

令和8年

行事予定

鷹巣・森吉図書館

月	日	曜	予定事項	場所	備考
5	1	金	第2回人と本を繋ぐ「本の交換会」	市民ふれあいプラザ	～20日
	9	土	おはなし会「おはなしばれっと」	森吉図書館	
	13	水	秋田県図書館協会役員会	県立図書館・オンライン	
	16	土	おはなし会「おはなしでてこい」	文化会館会議室	
	27	水	秋田県図書館協会総会・秋田県図書館長会議	県生涯学習センター・オンライン	

工 事 等 発 注 一 覧 表

令和8年3月1日～令和8年3月31日

※ 150万円以上（消費税含む）

（単位：円）

番号	工事名又は業務名等	契 約 年月日	契約金額	工期	請負業者名
				～	
	対象となる工事発注等は ありません			～	
				～	

承認第7号

市議会提出議案に関する意見聴取について（専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第16号））の関係部分）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年北秋田市教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和8年4月30日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

専決第 11 号

専 決 処 分 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、教育委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 市議会提出議案に関する意見聴取について（専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号 令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 16 号））の関係部分）

令和 7 年 4 月 7 日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

北秋総 0 4 0 0 1 2

令和 8 年 4 月 6 日

北秋田市教育委員会 様

北秋田市長 津 谷 永 光

市議会提出議案に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 62 号）第 29 条の規定に基づき、次のとおり北秋田市教育委員会の意見を求めます。

1 案件名

専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号 令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 16 号））の関係部分

専決処分の承認を求めることについて（専決第 10 号 令和 8 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 号））の関係部分

2 提案議会

令和 8 年市議会第 1 回臨時会

3 回答期限

令和 8 年 4 月 7 日（火）正午

4 回答先

北秋田市総務部総務課総務係

北秋教総040007

令和8年4月7日

北秋田市長 津谷 永光 様

北秋田市教育委員会

市議会提出議案に関する意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年4月6日付け北秋総040012にて意見を求められた次に示す議案について、異議ありません。

案件名

専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第16号））の関係部分

専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 令和8年度北秋田市一般会計補正予算（第1号））の関係部分

令和7年度 北秋田市一般会計補正予算（第16号）

<教育委員会関係分>

専決第5号

令和7年度 北秋田市一般会計補正予算（第16号）

令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第16号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103,027千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,945,922千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更、廃止は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年3月31日 専決

北秋田市長 津谷永光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		392,471	1,949	394,420
	1 地方揮発油譲与税	58,308	△3,061	55,247
	2 自動車重量譲与税	191,336	△7,770	183,566
	3 航空機燃料譲与税	11,918	△922	10,996
	4 森林環境譲与税	130,909	13,702	144,611
3 利子割交付金		1,754	2,982	4,736
	1 利子割交付金	1,754	2,982	4,736
4 配当割交付金		8,731	2,116	10,847
	1 配当割交付金	8,731	2,116	10,847
5 株式等譲渡所得割交付金		13,951	5,489	19,440
	1 株式等譲渡所得割交付金	13,951	5,489	19,440
7 地方消費税交付金		833,389	14,906	848,295
	1 地方消費税交付金	833,389	14,906	848,295
8 ゴルフ場利用税交付金		6,306	△1,671	4,635
	1 ゴルフ場利用税交付金	6,306	△1,671	4,635
9 環境性能割交付金		20,537	△2,559	17,978
	1 環境性能割交付金	20,537	△2,559	17,978
11 地方交付税		10,874,730	903,202	11,777,932

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方交付税	10,874,730	903,202	11,777,932
12 交通安全対策特別交付金		2,076	140	2,216
	1 交通安全対策特別交付金	2,076	140	2,216
15 国庫支出金		3,688,354	62,940	3,751,294
	1 国庫負担金	1,704,672	△19,819	1,684,853
	2 国庫補助金	1,977,139	82,759	2,059,898
16 県支出金		2,412,172	622,016	3,034,188
	2 県補助金	1,527,830	623,767	2,151,597
	3 県委託金	148,897	△1,751	147,146
17 財産収入		103,172	12,805	115,977
	2 財産売却収入	25,785	12,805	38,590
19 繰入金		1,535,223	△1,062,753	472,470
	2 基金繰入金	1,458,405	△1,062,753	395,652
21 諸収入		975,449	1,111	976,560
	5 雑収入	704,500	1,111	705,611
22 市債		2,533,600	△665,700	1,867,900
	1 市債	2,533,600	△665,700	1,867,900
歳入	合計	30,048,949	△103,027	29,945,922

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,724,544	△3,369	3,721,175
	1 総務管理費	3,272,653	△3,369	3,269,284
3 民生費		6,917,560	△53,514	6,864,046
	1 社会福祉費	4,272,618	△46,261	4,226,357
	2 児童福祉費	2,065,665	△7,253	2,058,412
4 衛生費		2,673,708	△1,470	2,672,238
	1 保健費	423,927	△960	422,967
	5 病院費	1,125,290	△510	1,124,780
6 農林水産業費		1,351,624	△93,385	1,258,239
	1 農業費	825,013	△2,000	823,013
	2 林業費	525,461	△91,385	434,076
7 商工費		2,100,476	0	2,100,476
	1 商工費	2,100,476	0	2,100,476
8 土木費		3,219,514	△40,471	3,179,043
	2 道路橋りょう費	2,023,982	△40,431	1,983,551
	3 河川費	27,000	△40	26,960
	4 都市計画費	90,257	0	90,257
	5 住宅費	234,786	0	234,786

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9	消 防 費	1,217,865	△1,656	1,216,209
	1 消 防 費	1,217,865	△1,656	1,216,209
10	教 育 費	2,249,880	△14,797	2,235,083
	1 教 育 総 務 費	514,091	△2,010	512,081
	2 小 学 校 費	248,974	△6,876	242,098
	3 中 学 校 費	148,112	△4,085	144,027
	4 義 務 教 育 学 校 費	31,187	△400	30,787
	5 社 会 教 育 費	733,860	△546	733,314
	6 保 健 体 育 費	573,656	△880	572,776
11	災 害 復 旧 費	3,150,441	△86,377	3,064,064
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,838,894	△12,734	1,826,160
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,045,611	△73,643	971,968
	5 文 教 施 設 災 害 復 旧 費	135,981	0	135,981
	6 その他公共施設公用施設災害復旧費	69,521	0	69,521
12	公 債 費	2,858,980	△929	2,858,051
	1 公 債 費	2,858,980	△929	2,858,051
13	諸 支 出 金	340,158	192,941	533,099
	2 基 金 費	323,203	192,941	516,144
	歳 出 合 計	30,048,949	△103,027	29,945,922

第 2 表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
秋田内陸縦貫鉄道高校生等 通学定期補助事業	千円 9,100	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借 り入れる資金について、利率 の見直しを行った後において は、当該見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低 利に借換えすることができる。	千円 6,400	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
秋田内陸線災害復旧事業	5,800	〃	〃	〃	5,300	〃	〃	〃
電気自動車整備事業	2,500	〃	〃	〃	2,000	〃	〃	〃
保健センター照明設備LED化事業	7,600	〃	〃	〃	6,700	〃	〃	〃
農地中間管理機構関連ほ場整備事業	7,400	〃	〃	〃	5,300	〃	〃	〃
ため池等整備事業	3,500	〃	〃	〃	3,400	〃	〃	〃
高能率生産団地路網整備事業	47,500	〃	〃	〃	43,700	〃	〃	〃
局所防災事業	7,500	〃	〃	〃	6,600	〃	〃	〃
林道橋長寿命化事業	20,000	〃	〃	〃	14,400	〃	〃	〃
固定資産取得費助成事業	48,000	〃	〃	〃	33,500	〃	〃	〃
公営住宅建設事業	102,100	〃	〃	〃	101,900	〃	〃	〃
道路改良事業	120,200	〃	〃	〃	116,000	〃	〃	〃
橋梁補修事業	213,100	〃	〃	〃	201,900	〃	〃	〃
緊急自然災害防止対策事業	54,200	〃	〃	〃	37,800	〃	〃	〃
緊急浚渫推進事業	19,200	〃	〃	〃	19,100	〃	〃	〃
県総合防災情報システム整備事業	12,000	〃	〃	〃	10,300	〃	〃	〃
消防団積載車整備事業	8,700	〃	〃	〃	8,100	〃	〃	〃
消防団小型動力ポンプ整備事業	2,600	〃	〃	〃	2,100	〃	〃	〃
鷹巣中学校体育館改築事業	36,100	〃	〃	〃	33,600	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
南部給食センター設備整備事業	10,900	〃	〃	〃	10,700	〃	〃	〃
学校施設環境改善交付金事業	31,400	〃	〃	〃	25,100	〃	〃	〃
文化会館外壁改修事業	142,000	〃	〃	〃	139,300	〃	〃	〃
文化会館照明設備LED化事業	9,200	〃	〃	〃	8,900	〃	〃	〃
湯口内スキー場施設解体事業	1,300	〃	〃	〃	900	〃	〃	〃
鷹巣陸上競技場改修事業	18,700	〃	〃	〃	18,200	〃	〃	〃
公共土木施設災害復旧事業	276,900	〃	〃	〃	246,900	〃	〃	〃
林業施設災害復旧事業	112,000	〃	〃	〃	10,500	〃	〃	〃
農地農業用施設災害復旧事業	469,300	〃	〃	〃	22,100	〃	〃	〃
伊勢堂岱遺跡災害復旧事業	32,300	〃	〃	〃	31,700	〃	〃	〃
その他公共施設公用施設災害復旧事業	62,800	〃	〃	〃	60,300	〃	〃	〃

廃 止

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
高 齢 者 住 宅 整 備 資 金 貸 付 事 業	千円 1,500	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金につ て、利率の見直しを行った後においては、当該 見直し後の利率。	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換え することができる。
ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業	1,500	〃	〃	〃
障害者住宅整備資金貸付事業	1,500	〃	〃	〃

令和7年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	392,471	1,949	394,420
3 利子割交付金	1,754	2,982	4,736
4 配当割交付金	8,731	2,116	10,847
5 株式等譲渡所得割交付金	13,951	5,489	19,440
7 地方消費税交付金	833,389	14,906	848,295
8 ゴルフ場利用税交付金	6,306	△1,671	4,635
9 環境性能割交付金	20,537	△2,559	17,978
11 地方交付税	10,874,730	903,202	11,777,932
12 交通安全対策特別交付金	2,076	140	2,216
15 国庫支出金	3,688,354	62,940	3,751,294
16 県支出金	2,412,172	622,016	3,034,188
17 財産収入	103,172	12,805	115,977
19 繰入金	1,535,223	△1,062,753	472,470
21 諸収入	975,449	1,111	976,560
22 市債	2,533,600	△665,700	1,867,900
歳入合計	30,048,949	△103,027	29,945,922

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特定財源			一般財源		
				国県支出金	地方債	その他			
2 総務費	3,724,544	△3,369	3,721,175	△77	△3,700		408		
3 民生費	6,917,560	△53,514	6,864,046	△56,080	△4,500		7,066		
4 衛生費	2,673,708	△1,470	2,672,238	165	△900		△735		
6 農林水産業費	1,351,624	△93,385	1,258,239	△19,135	△12,500	△58,251	△3,499		
7 商工費	2,100,476	0	2,100,476	16,490	△14,500	△2,223	233		
8 土木費	3,219,514	△40,471	3,179,043	101,616	△15,700		△126,387		
9 消防費	1,217,865	△1,656	1,216,209	81	△2,800	△328	1,391		
10 教育費	2,249,880	△14,797	2,235,083	△2,413	△12,900	△120	636		
11 災害復旧費	3,150,441	△86,377	3,064,064	639,600	△598,200		△127,777		
12 公債費	2,858,980	△929	2,858,051				△929		
13 諸支出金	340,158	192,941	533,099				192,941		
歳出合計	30,048,949	△103,027	29,945,922	680,247	△665,700	△60,922	△56,652		

2 歳 入

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	808,768	△22,607	786,161	1. 総務管理費補助金	△22,607	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △22,607
2. 民生費国庫補助金	539,771	△16,730	523,041	2. 児童福祉費補助金	△16,730	子どものための教育・保育給付金 △10,977 物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 △5,753
5. 土木費国庫補助金	440,524	101,616	542,140	1. 道路橋りょう費補助金	104,388	防災・安全交付金 15,388 臨時道路除雪事業費補助金 89,000
				3. 都市計画費補助金	△2,772	コンパクトシティ形成支援事業補助金 △2,772
7. 教育費国庫補助金	108,778	△520	108,258	1. 学校教育費補助金	△520	要保護児童生徒援助費補助金 △91 特別支援教育就学奨励費補助金 △271 学校施設環境改善交付金 △158
8. 災害復旧費国庫補助金	0	21,000	21,000	1. 災害復旧事業査定設計委託費等補助金	21,000	災害復旧事業査定設計委託費等補助金 21,000
計	1,977,139	82,759	2,059,898			

16款 県支出金

2項 県補助金

2. 民生費県補助金	263,156	△1,164	261,992	1. 社会福祉費補助金	△3,893	障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金 △1,220 灯油購入費助成事業費補助金 △2,673
				2. 老人福祉費補助金	2,729	介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金 2,729
4. 農林水産業費県補助金	328,287	△18,056	310,231	2. 林業費補助金	△18,056	森林整備事業費補助金 △12,005 林道点検診断・保全整備事業補助金 △6,747 指定管理鳥獣対策事業交付金 696
8. 教育費県補助金	5,360	△141	5,219	1. 学校教育費補助金	△141	校内教育支援センター支援員配置事業費補助金 △141
9. 災害復旧費県補助金	868,000	643,128	1,511,128	1. 公共土木施設災害復旧費補助金	△11,722	局所がけ崩れ対策事業補助金 △11,722
				2. 農林水産業施設災害復旧費補助金	654,850	農地農業用施設災害復旧費補助金 560,674 林業施設災害復旧費補助金 94,176

16款 県支出金

2項 県補助金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	1,527,830	623,767	2,151,597			

16款 県支出金

3項 県委託金

4. 教育費委託金	3,684	△1,751	1,933	1. 学校教育費委託金	△1,751	いのちの教育あったかエリア事業委託金 秋田型部活動支援事業委託金	△80 △1,671
計	148,897	△1,751	147,146				

17款 財産収入

2項 財産売払収入

1. 不動産売払収入	19,588	12,805	32,393	1. 不動産売払収入	12,805	立木売払収入	12,805
計	25,785	12,805	38,590				

19款 繰入金

2項 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	991,369	△991,369	0	1. 財政調整基金繰入金	△991,369	財政調整基金繰入金	△991,369
2. 森林経営管理基金繰入金	83,581	△71,384	12,197	1. 森林経営管理基金繰入金	△71,384	森林経営管理基金繰入金	△71,384
計	1,458,405	△1,062,753	395,652				

21款 諸収入

5項 雑入

3. 雑入	704,498	1,111	705,609	1. 雑入	1,111	ハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金 消防広域応援交付金 スポーツ振興くじ助成金	△2,223 3,454 △120
計	704,500	1,111	705,611				

22款 市債

1項 市債

1. 総務債	110,000	△3,700	106,300	1. 過疎対策事業債	△2,700	過疎対策事業債	△2,700
				2. 脱炭素化推進事業債	△500	脱炭素化推進事業債	△500
				3. 秋田内陸線災害復旧事業債	△500	秋田内陸線災害復旧事業債	△500

22款 市債

1項 市債

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生債	4,500	△4,500	0	1. 高齢者住宅整備資金貸付事業債	△1,500	高齢者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
				2. ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債	△1,500	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債 △1,500
				3. 障害者住宅整備資金貸付事業債	△1,500	障害者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
3. 衛生債	144,200	△900	143,300	2. 脱炭素化推進事業債	△900	脱炭素化推進事業債 △900
4. 農林水産業債	93,100	△12,500	80,600	1. 過疎対策事業債	△9,400	過疎対策事業債 △9,400
				2. 辺地対策事業債	△2,100	辺地対策事業債 △2,100
				3. 公共事業等債	△100	公共事業等債 △100
				5. 緊急自然災害防止対策事業債	△900	緊急自然災害防止対策事業債 △900
5. 商工債	214,600	△14,500	200,100	1. 過疎対策事業債	△14,500	過疎対策事業債 △14,500
6. 土木債	593,500	△32,100	561,400	1. 公営住宅建設事業債	△200	公営住宅建設事業債 △200
				2. 過疎対策事業債	△15,400	過疎対策事業債 △15,400
				4. 緊急自然災害防止対策事業債	△16,400	緊急自然災害防止対策事業債 △16,400
				5. 緊急浚渫推進事業債	△100	緊急浚渫推進事業債 △100
				2. 緊急防災・減災事業債	△2,800	緊急防災・減災事業債 △2,800
7. 消防債	106,100	△2,800	103,300	2. 緊急防災・減災事業債	△2,800	緊急防災・減災事業債 △2,800
				1. 過疎対策事業債	△5,900	過疎対策事業債 △5,900
				2. 学校教育施設等整備事業債	△6,300	学校教育施設等整備事業債 △6,300
				3. 脱炭素化推進事業債	△300	脱炭素化推進事業債 △300
				5. 公共施設等適正管理推進事業債	△400	公共施設等適正管理推進事業債 △400
8. 教育債	249,600	△12,900	236,700	1. 過疎対策事業債	△5,900	過疎対策事業債 △5,900
				2. 学校教育施設等整備事業債	△6,300	学校教育施設等整備事業債 △6,300
				3. 脱炭素化推進事業債	△300	脱炭素化推進事業債 △300
				5. 公共施設等適正管理推進事業債	△400	公共施設等適正管理推進事業債 △400

22款 市債

1項 市債

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
9. 災害復旧事業債	1,018,000	△581,800	436,200	1. 林業施設災害復旧事業債	△101,500	林業施設災害復旧事業債 △101,500
				2. 公共土木施設災害復旧事業債	△30,000	公共土木施設災害復旧事業債 △30,000
				4. 農地農業用施設災害復旧事業債	△447,200	農地農業用施設災害復旧事業債 △447,200
				5. 文教施設災害復旧事業債	△600	社会教育施設災害復旧事業債 △600
				7. その他公共施設 公用施設災害復旧事業債	△2,500	その他公共施設公用施設災害復旧事業債 △2,500
計	2,533,600	△665,700	1,867,900			
歳入合計	30,048,949	△103,027	29,945,922			

3 歳 出

9 款 消防費

1 項 消防費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
5. 災害対策費	68,519	△1,656	66,863	81	△1,700		△37	18. 負担金、補助及び交付金	△1,656	秋田県総合防災情報システム整備事業負担金 △1,656
計	1,217,865	△1,656	1,216,209	81	△2,800	△328	1,391			

10 款 教育費

1 項 教育総務費

3. 教育センター費	6,430	△303	6,127	△221			△82	1. 報酬	△107	会計年度任用職員報酬	△107
								3. 職員手当等	△104	期末手当	△37
										勤勉手当	△67
								7. 報償費	△31	謝礼	△31
								8. 旅費	△8	職員旅費	△8
								10. 需用費	△8	消耗品費	△8
5. 教育助成費	118,639	△1,707	116,932	△1,671			△36	13. 使用料及び賃借料	△45	施設・建物等使用料	△45
								7. 報償費	△1,215	謝礼	△1,215
								8. 旅費	△15	費用弁償	△15
								11. 役務費	△7	保険料	△7
計	514,091	△2,010	512,081	△1,892			△118				

10 款 教育費

2 項 小学校費

1. 学校管理費	84,028	△4,536	79,492	△158	△6,300		1,922	12. 委託料	△543	清鷹小特別教室等エアコン設置工事設計委託 △294	
										米内沢小特別教室等エアコン設置工事設計委託 △249	
								14. 工事請負費	△3,993	工事請負費	△3,993
3. 教育振興費	12,057	△2,340	9,717	△155			△2,185	19. 扶助費	△2,340	扶助費	△2,340
計	248,974	△6,876	242,098	△313	△6,300		△263				

10款 教育費

3項 中学校費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1. 学校管理費	50,388	△2,598	47,790		△2,500		△98	12. 委託料	△2,598	鷹巣中体育館改築工事設計委託 △2,266 アスベスト調査委託 △16 解体設計委託 △19 地質調査委託 △297
3. 教育振興費	9,877	△1,487	8,390	△152			△1,335	19. 扶助費	△1,487	扶助費 △1,487
計	148,112	△4,085	144,027	△152	△2,500		△1,433			

10款 教育費

4項 義務教育学校費

3. 教育振興費	2,750	△400	2,350	△55			△345	19. 扶助費	△400	扶助費 △400
計	31,187	△400	30,787	△55			△345			

10款 教育費

5項 社会教育費

2. 文化振興費	140,341	0	140,341	△1			1			
4. 文化会館費	224,663	△546	224,117		△3,000		2,454	12. 委託料	△171	文化会館外壁改修工事変更設計委託 △171
								14. 工事請負費	△375	工事請負費 △375
計	733,860	△546	733,314	△1	△3,000		2,455			

10款 教育費

6項 保健体育費

3. 保健体育施設費	95,648	△880	94,768		△900	△120	140	12. 委託料	△880	アスベスト調査委託 △880
4. 学校給食費	353,318	0	353,318		△200		200			
計	573,656	△880	572,776		△1,100	△120	340			

11款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

1. 農業用施設災害復旧費	1,463,478	0	1,463,478	560,674	△447,200		△113,474			
2. 林業施設災害復旧費	375,416	△12,734	362,682	94,176	△101,500		△5,410	13. 使用料及び賃借料	△3,678	作業用機械借上料 △3,678
								14. 工事請負費	△8,154	工事請負費 △8,154
								15. 原材料費	△902	建設資材 △902

11款 災害復旧費

1項 農林水産業施設災害復旧費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説	明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分			金 額
				国県支出金	地方債	その他					
計	1,838,894	△12,734	1,826,160	654,850	△548,700		△118,884				

11款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1. 公共土木施設災害復旧費	1,042,311	△73,643	968,668	△15,250	△46,400		△11,993	14. 工事請負費	△73,643	工事請負費	△73,643
計	1,045,611	△73,643	971,968	△15,250	△46,400		△11,993				

11款 災害復旧費

5項 文教施設災害復旧費

2. 社会教育施設災害復旧費	111,699	0	111,699		△600		600				
計	135,981	0	135,981		△600		600				

11款 災害復旧費

6項 その他公共施設公用施設災害復旧費

1. その他公共施設公用施設災害復旧費	69,521	0	69,521		△2,500		2,500				
計	69,521	0	69,521		△2,500		2,500				

12款 公債費

1項 公債費

1. 元金	2,765,125	△100	2,765,025				△100	22. 償還金、利子及び割引料	△100	長期債元金	△100
2. 利子	91,482	△121	91,361				△121	22. 償還金、利子及び割引料	△121	長期債利子 一時借入金利子	△106 △15
3. 公債諸費	2,373	△708	1,665				△708	21. 補償、補填及び賠償金	△708	補償費	△708
計	2,858,980	△929	2,858,051				△929				

令和7年度 北秋田市一般会計補正予算（第16号） 特定財源説明資料

（単位：千円）

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
18	2	1	6	財産管理費	地方債	△500	15	22	1	1	総務債	脱炭素化推進事業債 △500
18	2	1	11	秋田内陸線対策費	地方債	△3,200	15	22	1	1	総務債	過疎対策事業債 △2,700
							15	22	1	1	総務債	秋田内陸線災害復旧事業債 △500
18	2	1	18	防犯対策費	国県支出金	△77	-	16	2	1	総務費国庫補助金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 △77（0のうち）
18	3	1	1	社会福祉総務費	国県支出金	△34,146	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △31,473（△22,607のうち）
							14	16	2	2	民生費国庫補助金	灯油購入費助成事業費補助金 △2,673
18	3	1	2	老人福祉費	国県支出金	655	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △2,074（△22,607のうち）
					地方債	△1,500	14	16	2	2	民生費国庫補助金	介護保険施設等物価高騰対策事業費補助金 2,729
							16	22	1	2	民生債	高齢者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
18	3	1	3	障害者福祉費	国県支出金	△5,911	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △4,691（△22,607のうち）
					地方債	△1,500	14	16	2	2	民生費国庫補助金	障害者支援施設等物価高騰対策事業費補助金 △1,220
							16	22	1	2	民生債	障害者住宅整備資金貸付事業債 △1,500
18	3	2	2	児童措置費	国県支出金	△16,678	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 52（△22,607のうち）
							14	15	2	2	民生費国庫補助金	子どものための教育・保育給付金 △10,977
												物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 △5,753
19	3	2	3	母子父子福祉費	地方債	△1,500	16	22	1	2	民生債	ひとり親家庭等住宅整備資金貸付事業債 △1,500
19	4	1	1	保健総務費	地方債	△900	16	22	1	3	衛生債	脱炭素化推進事業債 △900
19	4	5	1	病院事業費	国県支出金	165	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 165（△22,607のうち）
19	6	1	5	畜産業費	国県支出金	△1,079	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 △1,079（△22,607のうち）
19	6	1	6	農地費	地方債	△2,200	16	22	1	4	農林水産業債	辺地対策事業債 △2,100 公共事業等債 △100
19	6	2	2	林業振興費	国県支出金	△6,051	14	16	2	4	農林水産業費国庫補助金	林道点検診断・保全整備事業補助金 △6,747 指定管理鳥獣対策事業交付金 696
					地方債	△10,300	16	22	1	4	農林水産業債	過疎対策事業債 △9,400 緊急自然災害防止対策事業債 △900
					その他	△71,056	15	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金 △71,056（△71,384のうち）
20	6	2	3	造林費	国県支出金	△12,005	14	16	2	4	農林水産業費国庫補助金	森林整備事業費補助金 △12,005
					その他	12,805	15	17	2	1	不動産売払収入	立木売払収入 12,805
20	7	1	2	商工振興費	国県支出金	14,516	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 14,516（△22,607のうち）
					その他	△2,223	15	21	5	3	雑入	ハロウィンジャンボ宝くじ市町村交付金 △2,223

令和7年度 北秋田市一般会計補正予算（第16号） 特定財源説明資料

（単位：千円）

歳 出						歳 入						
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金 額	頁	款	項	目	目の名称	内 容
20	7	1	4	企業誘致対策費	地方債	△14,500	16	22	1	5	商工債	過疎対策事業債 △14,500
21	7	1	5	観光費	国県支出金	1,977	14	15	2	1	総務費国庫補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,977（△22,607のうち）
21	7	1	6	観光施設費	国県支出金	△3	-	16	2	1	総務費県補助金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 △3（0のうち）
21	8	2	2	道路維持費	国県支出金	104,388	14	15	2	5	土木費国庫補助金	防災・安全交付金 15,388 臨時道路除雪事業費補助金 89,000
21	8	2	3	道路新設改良費	地方債	△4,200	16	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 △4,200（△15,400のうち）
21	8	2	4	防災対策事業費	地方債	△11,200	16	22	1	6	土木債	過疎対策事業債 △11,200（△15,400のうち）
21	8	3	1	河川維持費	地方債	△100	16	22	1	6	土木債	緊急浚渫推進事業債 △100
21	8	4	1	都市計画総務費	国県支出金	△2,772	14	15	2	5	土木費国庫補助金	コンパクトシティ形成支援事業補助金 △2,772
21	8	5	3	住宅建設費	地方債	△200	16	22	1	6	土木債	公営住宅建設事業債 △200
21	9	1	1	常備消防費	その他	△328	15	19	2	2	森林経営管理基金繰入金	森林経営管理基金繰入金 △328（△71,384のうち）
21	9	1	2	非常備消防費	地方債	△1,100	16	22	1	7	消防債	緊急防災・減災事業債 △1,100（△2,800のうち）
22	9	1	5	災害対策費	国県支出金	81	-	16	2	1	総務費県補助金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 81（0のうち）
					地方債	△1,700	16	22	1	7	消防債	緊急防災・減災事業債 △1,700（△2,800のうち）
22	10	1	3	教育センター費	国県支出金	△221	14	16	2	8	教育費国庫補助金	校内教育支援センター支援員配置事業費補助金 △141
							15	16	3	4	教育費委託金	いのちの教育あったかエリア事業委託金 △80
22	10	1	5	教育助成費	国県支出金	△1,671	15	16	3	4	教育費委託金	秋田型部活動支援事業委託金 △1,671
22	10	2	1	学校管理費	国県支出金	△158	14	15	2	7	教育費国庫補助金	学校施設環境改善交付金 △158
					地方債	△6,300	16	22	1	8	教育債	学校教育施設等整備事業債 △6,300
22	10	2	3	教育振興費	国県支出金	△155	14	15	2	7	教育費国庫補助金	要保護児童生徒援助費補助金 △12（△91のうち） 特別支援教育就学奨励費補助金 △143（△271のうち）
23	10	3	1	学校管理費	地方債	△2,500	16	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 △2,500（△5,900のうち）
23	10	3	3	教育振興費	国県支出金	△152	14	15	2	7	教育費国庫補助金	要保護児童生徒援助費補助金 △67（△91のうち） 特別支援教育就学奨励費補助金 △85（△271のうち）
23	10	4	3	教育振興費	国県支出金	△55	14	15	2	7	教育費国庫補助金	要保護児童生徒援助費補助金 △12（△91のうち） 特別支援教育就学奨励費補助金 △43（△271のうち）
23	10	5	2	文化振興費	国県支出金	△1	-	16	2	1	総務費県補助金	県営発電所周辺地域等振興事業費助成金 △1（0のうち）

令和7年度 北秋田市一般会計補正予算（第16号） 特定財源説明資料

（単位：千円）

歳 出						歳 入							
頁	款	項	目	目の名称	特定財源	金額	頁	款	項	目	目の名称	内 容	
23	10	5	4	文化会館費	地方債	△3,000	16	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 △2,700（△5,900のうち）	
							16	22	1	8	教育債	脱炭素化推進事業債 △300	
23	10	6	3	保健体育施設費	地方債	△900	16	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 △500（△5,900のうち）	
							16	22	1	8	教育債	公共施設等適正管理推進事業債 △400	
								15	21	5	3	雑入	スポーツ振興くじ助成金 △120
23	10	6	4	学校給食費	地方債	△200	16	22	1	8	教育債	過疎対策事業債 △200（△5,900のうち）	
23	11	1	1	農業用施設災害復旧費	国県支出金	560,674	14	16	2	9	災害復旧費県補助金	農地農業用施設災害復旧費補助金 560,674	
					地方債	△447,200	17	22	1	9	災害復旧事業債	農地農業用施設災害復旧事業債 △447,200	
23	11	1	2	林業施設災害復旧費	国県支出金	94,176	14	16	2	9	災害復旧費県補助金	林業施設災害復旧費補助金 94,176	
					地方債	△101,500	17	22	1	9	災害復旧事業債	林業施設災害復旧事業債 △101,500	
24	11	2	1	公共土木施設災害復旧費	国県支出金	△15,250	13	15	1	3	災害復旧費国庫負担金	公共土木施設災害復旧事業負担金 △19,819	
							14	15	2	8	災害復旧費国庫補助金	災害復旧事業査定設計委託費等補助金 21,000	
							14	16	2	9	災害復旧費県補助金	局所がけ崩れ対策事業補助金 △16,431（△11,722のうち）	
								16	22	1	6	土木債	緊急自然災害防止対策事業債 △16,400
								17	22	1	9	災害復旧事業債	公共土木施設災害復旧事業債 △30,000
24	11	5	2	社会教育施設災害復旧費	地方債	△600	17	22	1	9	災害復旧事業債	社会教育施設災害復旧事業債 △600	
24	11	6	1	その他公共施設公用施設 災害復旧費	地方債	△2,500	17	22	1	9	災害復旧事業債	その他公共施設公用施設災害復旧事業債 △2,500	

承認第8号

市議会提出議案に関する意見聴取について（専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 令和8年度北秋田市一般会計補正予算（第1号）の関係部分））

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年北秋田市教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和8年4月30日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

専決第 12 号

専 決 処 分 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年北秋田市教育委員会規則第 6 号）第 4 条第 1 項の規定により、教育委員会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、教育委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、次のとおり専決処分する。

- 1 市議会提出議案に関する意見聴取について（専決処分の承認を求めることについて（専決第 10 号 令和 8 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 号）の関係部分）

令和 8 年 4 月 7 日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

北秋総 0 4 0 0 1 2

令和 8 年 4 月 6 日

北秋田市教育委員会 様

北秋田市長 津 谷 永 光

市議会提出議案に関する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 62 号）第 29 条の規定に基づき、次のとおり北秋田市教育委員会の意見を求めます。

1 案件名

専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号 令和 7 年度北秋田市一般会計補正予算（第 16 号））の関係部分

専決処分の承認を求めることについて（専決第 10 号 令和 8 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 号））の関係部分

2 提案議会

令和 8 年市議会第 1 回臨時会

3 回答期限

令和 8 年 4 月 7 日（火）正午

4 回答先

北秋田市総務部総務課総務係

北秋教総040007

令和8年4月7日

北秋田市長 津谷 永光 様

北秋田市教育委員会

市議会提出議案に関する意見聴取について（回答）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和8年4月6日付け北秋総040012にて意見を求められた次に示す議案について、異議ありません。

案件名

専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和7年度北秋田市一般会計補正予算（第16号））の関係部分

専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 令和8年度北秋田市一般会計補正予算（第1号））の関係部分

令和8年度 北秋田市一般会計補正予算（第1号）

<教育委員会関係分>

専決第 10 号

令和 8 年度 北秋田市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度北秋田市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 0, 1 2 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5, 7 1 4, 8 1 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 4 月 1 日 専決

北秋田市長 津 谷 永 光

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,612,690	1,040	2,613,730
	2 国庫補助金	1,152,947	1,040	1,153,987
19 繰入金		1,664,324	39,082	1,703,406
	2 基金繰入金	1,626,009	39,082	1,665,091
歳入合計		25,674,692	40,122	25,714,814

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,455,560	3,258	3,458,818
	1 総務管理費	3,083,089	3,258	3,086,347
3 民生費		6,576,209	3,440	6,579,649
	1 社会福祉費	4,031,646	2,400	4,034,046
	2 児童福祉費	1,977,939	1,040	1,978,979
4 衛生費		2,707,719	532	2,708,251
	2 衛生費	189,868	532	190,400
6 農林水産業費		1,224,592	1,067	1,225,659
	1 農業費	688,343	594	688,937
	2 林業費	535,099	473	535,572
8 土木費		3,281,669	25,293	3,306,962
	5 住宅費	332,107	25,293	357,400
10 教育費		2,361,748	6,532	2,368,280
	3 中学校費	406,100	1,329	407,429
	4 義務教育学校費	40,898	1,306	42,204
	5 社会教育費	573,538	466	574,004
	6 保健体育費	581,768	3,431	585,199
歳出合計		25,674,692	40,122	25,714,814

令和8年度北秋田市一般会計補正予算に関する説明書

I 歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,612,690	1,040	2,613,730
19 繰入金	1,664,324	39,082	1,703,406
歳入合計	25,674,692	40,122	25,714,814

(歳 出)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	3,455,560	3,258	3,458,818				3,258
3 民生費	6,576,209	3,440	6,579,649	1,040			2,400
4 衛生費	2,707,719	532	2,708,251				532
6 農林水産業費	1,224,592	1,067	1,225,659				1,067
8 土木費	3,281,669	25,293	3,306,962				25,293
10 教育費	2,361,748	6,532	2,368,280				6,532
歳出合計	25,674,692	40,122	25,714,814	1,040			39,082

3 歳 出

8 款 土木費

5 項 住宅費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
2. 住宅管理費	29,669	25,293	54,962				25,293	10. 需用費	25,293	修繕料	25,293
計	332,107	25,293	357,400				25,293				

10 款 教育費

3 項 中学校費

1. 学校管理費	21,410	1,329	22,739				1,329	10. 需用費	1,329	修繕料	1,329
計	406,100	1,329	407,429				1,329				

10 款 教育費

4 項 義務教育学校費

1. 学校管理費	5,134	1,306	6,440				1,306	10. 需用費	1,306	修繕料	1,306
計	40,898	1,306	42,204				1,306				

10 款 教育費

5 項 社会教育費

3. 公民館費	146,936	230	147,166				230	10. 需用費	230	修繕料	230
4. 文化会館費	99,319	236	99,555				236	10. 需用費	236	修繕料	236
計	573,538	466	574,004				466				

10 款 教育費

6 項 保健体育費

3. 保健体育施設費	82,815	2,397	85,212				2,397	10. 需用費	1,694	修繕料	1,694
								14. 工事請負費	703	工事請負費	703
4. 学校給食費	377,759	1,034	378,793				1,034	10. 需用費	1,034	修繕料	1,034
計	581,768	3,431	585,199				3,431				
歳出合計	25,674,692	40,122	25,714,814	1,040			39,082				

議案第15号

北秋田市公印の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則の制定について

北秋田市公印の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年4月30日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

提案理由

令和8年4月1日より、行政事務の効率化及びペーパーレス化への対応を図るため、北秋田市文書管理規程（平成17年北秋田市訓令第6号）の一部を改正し、市が施行する文書のうち公印を押印する文書を明確化されたことを受け、教育委員会規則の所要の規定の整備を行うものである。

令和 8 年

北秋田市教育委員会規則第 号

北秋田市公印の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則

北秋田市公印の押印の見直しに伴う関係規則の整備に関する教育委員会規則を次のように定める。

(北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正)

1 北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則（平成17年教育委員会規則第43号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 3 号中「㊟」を削る。

(北秋田市立学校施設使用規則の一部改正)

2 北秋田市立学校施設使用規則（平成17年教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「㊟」を削る。

様式第 2 号中「校長印」を削り、受領欄とする。

(北秋田市公民館管理規則の一部改正)

3 北秋田市公民館管理規則（平成17年教育委員会規則第25条）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号及び様式第 3 号中「㊟」を削る。

(北秋田市阿仁ふるさと文化センター管理規則の一部改正)

- 4 北秋田市阿仁ふるさと文化センター管理規則(平成17年教育委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊦」を削る。

(北秋田市ひまわり陶芸ハウス管理規則)

- 5 北秋田市ひまわり陶芸ハウス管理規則(令和6年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「㊦」を削る。

(北秋田市民ふれあいプラザ管理規則の一部改正)

- 6 北秋田市民ふれあいプラザ管理規則(平成28年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第5号までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(資料) 北秋田市公印の押印見直しに伴う関係規則の整備に関する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則 様式第1号(第3条関係)</p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">指定管理者指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北秋田市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 主たる事務所の所在地 名 称 代表者職氏名 電話番号</p> <p>北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 公の施設の名称</p> <p>2 公の施設の所在地</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請資格を有していることを証する書類 2 業務計画書 3 収支計画書 4 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類 5 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類 6 法人にあっては、登記事項証明書 7 その他教育委員会が指定する書類 	<p>北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則 様式第1号(第3条関係)</p> <p>様式第1号(第3条関係)</p> <p style="text-align: center;">指定管理者指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北秋田市教育委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 主たる事務所の所在地 名 称 代表者職氏名 電話番号</p> <p>北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、次のとおり指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 公の施設の名称</p> <p>2 公の施設の所在地</p> <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請資格を有していることを証する書類 2 業務計画書 3 収支計画書 4 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度の申請者に関する事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録その他財務の状況を明らかにする書類 5 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を明らかにする書類 6 法人にあっては、登記事項証明書 7 その他教育委員会が指定する書類

改正後

北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則
様式第2号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

北秋田市教育委員会 様

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者職氏名
電話番号

次のとおり変更したので、北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則第8条の規定により、届け出ます。

記

管理を行っている施設の名称		
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

注 登記簿謄本等変更を証する書類を添付すること。

改正前

北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則
様式第2号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

変 更 届 出 書

年 月 日

北秋田市教育委員会 様

申請者 主たる事務所の所在地
名 称
代表者職氏名 ⑧
電話番号

次のとおり変更したので、北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の施行に関する教育委員会規則第8条の規定により、届け出ます。

記

管理を行っている施設の名称		
変 更 の 内 容	変更前	
	変更後	
変 更 年 月 日	年 月 日	

注 登記簿謄本等変更を証する書類を添付すること。

改正後	改正前
<p>北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則 様式第3号（第10条関係）</p> <p>様式第3号（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">事 業 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北秋田市教育委員会 様</p> <p>申請者 主たる事務所の所在地 名 称 代表者職氏名 電話番号</p> <p>北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則第10条の規定により、次のとおり 年度事業報告書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の名称 2 管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項 3 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項 4 管理に係る経費の収支状況に関する事項 5 管理の目標の達成状況に関する事項 6 その他教育委員会が必要と認める事項 <p>注 記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。</p>	<p>北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部を改正する規則 様式第3号（第10条関係）</p> <p>様式第3号（第10条関係）</p> <p style="text-align: center;">事 業 報 告 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北秋田市教育委員会 様</p> <p>申請者 主たる事務所の所在地 名 称 代表者職氏名 電話番号</p> <p>北秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則第10条の規定により、次のとおり 年度事業報告書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公の施設の名称 2 管理に係る業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況に関する事項 3 使用料又は利用料金の収入の実績に関する事項 4 管理に係る経費の収支状況に関する事項 5 管理の目標の達成状況に関する事項 6 その他教育委員会が必要と認める事項 <p>注 記載事項を欄内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。</p>

改正後

北秋田市立学校施設使用規則
様式第1号

様式第1号（第3条、第5条関係）

学校施設使用許可申請書（許可書）

北秋田市立				年 月 日			
校長 様				所属団体名			
				申請者			
				電話 ()			
次のとおり学校施設を使用したいので許可を申請します。							
学 校 名				使 用 場 所			
使 用 目 的				特別の設備等			
使 用 日 時	年	月	日から	午	時	分から	
	年	月	日まで	午	時	分まで	
集 合 の 人 員 及 び 対 象							
使 用 上 の 取 締 り 及 び 運 営 方 法							
校 長 の 意 見							
許 可 条 件							
※ 許可書 第 号							
上記のとおり学校施設の使用を許可する。							
年 月 日							
北秋田市立							

改正前

北秋田市立学校施設使用規則
様式第1号

様式第1号（第3条、第5条関係）

学校施設使用許可申請書（許可書）

北秋田市立				年 月 日			
校長 様				所属団体名			
				申請者			
				電話 ()			
次のとおり学校施設を使用したいので許可を申請します。							
学 校 名				使 用 場 所			
使 用 目 的				特別の設備等			
使 用 日 時	年	月	日から	午	時	分から	
	年	月	日まで	午	時	分まで	
集 合 の 人 員 及 び 対 象							
使 用 上 の 取 締 り 及 び 運 営 方 法							
校 長 の 意 見							
許 可 条 件							
※ 許可書 第 号							
上記のとおり学校施設の使用を許可する。							
年 月 日							
北秋田市立							

改正後

北秋田市立学校施設使用規則
様式第2号

様式第2号（第8条関係）

学校施設使用取消届

受領欄

年 月 日

北秋田市立

校長 様

所属団体名

申請者

年 月 日第 号をもって学校施設の使用許可を受けましたが、
次の理由により取り消したいので、お届けします。

理由

改正前

北秋田市立学校施設使用規則
様式第2号

様式第2号（第8条関係）

学校施設使用取消届

校長印

年 月 日

北秋田市立

校長 様

所属団体名

申請者

年 月 日第 号をもって学校施設の使用許可を受けましたが、
次の理由により取り消したいので、お届けします。

理由

改正後

改正前

○北秋田市公民館管理規則

○北秋田市公民館管理規則

様式第2号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

公民館使用許可書				
				年 月 日
団体名				
氏名 (代表者) 様				
				北秋田市教育委員会 〃
次のとおり使用を許可します。				
使用目的 (会議の名称)				
使用日時	年 月 日 時 分から (日間 時間) 年 月 日 時 分まで			
実使用時間	午 後	時 分から	午 後	時 分まで
参加予定人員	人 (実参加人数 人)			
使用料	円			
使用場所				
使用物品				
入場料の徴収	有 ・ 無			
アルコールの有無	有 ・ 無			
備 考				

様式第2号（第4条関係）

公民館使用許可書				
				年 月 日
団体名				
氏名 (代表者) 様				
				北秋田市教育委員会 〃
次のとおり使用を許可します。				
使用目的 (会議の名称)				
使用日時	年 月 日 時 分から (日間 時間) 年 月 日 時 分まで			
実使用時間	午 後	時 分から	午 後	時 分まで
参加予定人員	人 (実参加人数 人)			
使用料	円			
使用場所				
使用物品				
入場料の徴収	有 ・ 無			
アルコールの有無	有 ・ 無			
備 考				

改正後

様式第3号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

公民館使用料減免申請書

年 月 日

北秋田市長 様

住 所

団体名

氏 名

(代表者)

電 話 ()

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

公民館名	
使用目的 (会議の名称)	
使用室名	
使用日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分まで
減免理由	
備 考	

公民館使用料減免許可書

年 月 日

減免申請者 様

北秋田市長 様

上記により減免申請があった使用料の減免を許可します。

減免の理由	北秋田市公民館等使用料減免要綱第3条別表第()による減免	減免割合(全額・半額)
-------	-------------------------------	-------------

改正前

様式第3号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

公民館使用料減免申請書

年 月 日

北秋田市長 様

住 所

団体名

氏 名

(代表者)

電 話 ()

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

公民館名	
使用目的 (会議の名称)	
使用室名	
使用日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分まで
減免理由	
備 考	

公民館使用料減免許可書

年 月 日

減免申請者 様

北秋田市長 様

上記により減免申請があった使用料の減免を許可します。

減免の理由	北秋田市公民館等使用料減免要綱第3条別表第()による減免	減免割合(全額・半額)
-------	-------------------------------	-------------

改正後

○北秋田市阿仁ふるさと文化センター管理規則
様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

阿仁ふるさと文化センター使用許可書

年 月 日

申請者 様

北秋田市長 一

年 月 日付けで申請のあった阿仁ふるさと文化センター使用申請について次の条件を付して許可します。

使用目的	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用場所	コミュニティホール・交流談話室・展示創作室 芸術文化活動室・視聴覚室・その他
使用者数	男 人 女 人 計 人
使用料	円

備考

- 1 使用する施設内の秩序を維持するため必要な措置をすること。
- 2 火気の取締り及び物件の保安管理は、使用者の責任において行うこと。
- 3 使用後は、各自速やかに跡片付けその他の整理整とんを定められた時刻まで行い明け渡すこと。
- 4 施設の管理上必要な事は、職員の指示に従うこと。

改正前

○北秋田市阿仁ふるさと文化センター管理規則
様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

阿仁ふるさと文化センター使用許可書

年 月 日

申請者 様

北秋田市長 四

年 月 日付けで申請のあった阿仁ふるさと文化センター使用申請について次の条件を付して許可します。

使用目的	
使用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
使用場所	コミュニティホール・交流談話室・展示創作室 芸術文化活動室・視聴覚室・その他
使用者数	男 人 女 人 計 人
使用料	円

備考

- 1 使用する施設内の秩序を維持するため必要な措置をすること。
- 2 火気の取締り及び物件の保安管理は、使用者の責任において行うこと。
- 3 使用後は、各自速やかに跡片付けその他の整理整とんを定められた時刻まで行い明け渡すこと。
- 4 施設の管理上必要な事は、職員の指示に従うこと。

改正後

○北秋田市ひまわり陶芸ハウス管理規則
様式第2号（第2条、第3条関係）

様式第2号（第2条、第3条関係）

ひまわり陶芸ハウス 使用許可書

年 月 日

団体名

代 表 _____ 様

北秋田市教育委員会 _____

ひまわり陶芸ハウスの使用について、次のとおり許可する。

使用目的	
使用月日	月 日 () ~ 月 日 ()
時 間	時 分 ~ 時 分 (時間)
使用人員	人

ひまわり陶芸ハウス 使用料減免承認通知書

北秋田市ひまわり陶芸ハウス条例第8条の規定による使用料の減免申請について、
次のとおりとする。

減免理由	
減免措置	免 除

許可番号

No.

取扱者

年 月 日
北秋田市長 _____

改正前

○北秋田市ひまわり陶芸ハウス管理規則
様式第2号（第2条、第3条関係）

様式第2号（第2条、第3条関係）

ひまわり陶芸ハウス 使用許可書

年 月 日

団体名

代 表 _____ 様

北秋田市教育委員会 印

ひまわり陶芸ハウスの使用について、次のとおり許可する。

使用目的	
使用月日	月 日 () ~ 月 日 ()
時 間	時 分 ~ 時 分 (時間)
使用人員	人

ひまわり陶芸ハウス 使用料減免承認通知書

北秋田市ひまわり陶芸ハウス条例第8条の規定による使用料の減免申請について、
次のとおりとする。

減免理由	
減免措置	免 除

許可番号

No.

取扱者

年 月 日
北秋田市長 _____

印

改正後

○北秋田市民ふれあいプラザ管理規則
様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

北秋田市民ふれあいプラザ使用許可書			
			年 月 日
団体名			
氏名（代表者） 様			
			北秋田市教育委員会 一
次のとおり使用を許可します。			
使用目的 （会議の名称）	入場料の有無		
	有 料（ 円）	無 料	
	ア 営利を目的とする	イ 営利を目的としない	
使用場所（下欄から番号選択）	使用日時（1時間単位で記入）		
	自 年 月 日（ ） 時 分	至 年 月 日（ ） 時 分	
	自 年 月 日（ ） 時 分	至 年 月 日（ ） 時 分	
	自 年 月 日（ ） 時 分	至 年 月 日（ ） 時 分	
	自 年 月 日（ ） 時 分	至 年 月 日（ ） 時 分	
【施設内部屋等一覧】			
① 多目的ホール ② 和室 ③ 調理実習室 ④ 特産品加工室			
⑤ 研修室A ⑥ 研修室B ⑦ 研修室C ⑧ 研修室D			
⑨ 大研修室 ⑩ 創作スタジオ ⑪ 音楽スタジオ			
⑫ 交流広場（占有する場合） 面積（ m ² ）			
⑬ 多目的広場（占有する場合） 面積（ m ² ）			
参加予定人数	人		アルコールの有無
使用料	料金 円 （会場料 円、有料物品 円）		有 ・ 無
使用物品	有 料	楽器（ドラム、キーボード） 使用時間（ 時 分～ 時 分 計 時間） 白布（ 枚）	
	無 料	テーブル（ ） イス（ ） 音響設備（一式） マイク（ ） ピアノ（ ） プロジェクター（ ） スクリーン（ ） パーテーション（ ） その他（ ）	
摘 要	※講演会・イベント等 開催時間（ 時 分～ 時 分）		

改正前

○北秋田市民ふれあいプラザ管理規則
様式第2号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

北秋田市民ふれあいプラザ使用許可書			
			年 月 日
団体名			
氏名（代表者） 様			
			北秋田市教育委員会 ②
次のとおり使用を許可します。			
使用目的 （会議の名称）	入場料の有無		
	有 料（ 円）	無 料	
	ア 営利を目的とする	イ 営利を目的としない	
使用場所（下欄から番号選択）	使用日時（1時間単位で記入）		
	自 年 月 日（ ） 時 分	至 年 月 日（ ） 時 分	
	自 年 月 日（ ） 時 分	至 年 月 日（ ） 時 分	
	自 年 月 日（ ） 時 分	至 年 月 日（ ） 時 分	
	自 年 月 日（ ） 時 分	至 年 月 日（ ） 時 分	
【施設内部屋等一覧】			
① 多目的ホール ② 和室 ③ 調理実習室 ④ 特産品加工室			
⑤ 研修室A ⑥ 研修室B ⑦ 研修室C ⑧ 研修室D			
⑨ 大研修室 ⑩ 創作スタジオ ⑪ 音楽スタジオ			
⑫ 交流広場（占有する場合） 面積（ m ² ）			
⑬ 多目的広場（占有する場合） 面積（ m ² ）			
参加予定人数	人		アルコールの有無
使用料	料金 円 （会場料 円、有料物品 円）		有 ・ 無
使用物品	有 料	楽器（ドラム、キーボード） 使用時間（ 時 分～ 時 分 計 時間） 白布（ 枚）	
	無 料	テーブル（ ） イス（ ） 音響設備（一式） マイク（ ） ピアノ（ ） プロジェクター（ ） スクリーン（ ） パーテーション（ ） その他（ ）	
摘 要	※講演会・イベント等 開催時間（ 時 分～ 時 分）		

改正後

様式第3号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

北秋田市民ふれあいプラザ使用許可事項変更（取消し）承認申請書		
		年 月 日
北秋田市教育委員会 様		
申請者	団体名	
代表者名	—	
住 所		
担当者名		電話
次のとおり使用許可を変更（取消し）したいので申請します。		
申 請 内 容	変 更 ・ 取 消	
許 可 番 号		
変 更 又 は 取 消 の 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
使 用 目 的		
使 用 場 所		
使 用 日 時	自 年 月 日 () 時 分	自 年 月 日 () 時 分
	至 年 月 日 () 時 分	至 年 月 日 () 時 分
使 用 物 品		
使 用 料	料 金 円	料 金 円
摘 要		

改正前

様式第3号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

北秋田市民ふれあいプラザ使用許可事項変更（取消し）承認申請書		
		年 月 日
北秋田市教育委員会 様		
申請者	団体名	
代表者名	—	
住 所		
担当者名		電話
次のとおり使用許可を変更（取消し）したいので申請します。		
申 請 内 容	変 更 ・ 取 消	
許 可 番 号		
変 更 又 は 取 消 の 理 由		
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
使 用 目 的		
使 用 場 所		
使 用 日 時	自 年 月 日 () 時 分	自 年 月 日 () 時 分
	至 年 月 日 () 時 分	至 年 月 日 () 時 分
使 用 物 品		
使 用 料	料 金 円	料 金 円
摘 要		

改正後

様式第4号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

北秋田市民ふれあいプラザ使用許可事項変更（取消し）承認書		
年 月 日		
団体名		
代表者名		
北秋田市教育委員会 〓		
次のとおり使用許可の変更（取消し）を承認します。		
申請内容	変更・取消	
許可番号		
変更又は取消の理由		
変更内容	変更前	変更後
使用目的		
使用場所		
使用日時	自 年 月 日 () 時 分	自 年 月 日 () 時 分
	至 年 月 日 () 時 分	至 年 月 日 () 時 分
使用物品		
使用料	料金 円	料金 円
	追加徴収又は還付額	(追加徴収・還付) 円
摘要		

改正前

様式第4号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）

北秋田市民ふれあいプラザ使用許可事項変更（取消し）承認書		
年 月 日		
団体名		
代表者名		
北秋田市教育委員会 〓		
次のとおり使用許可の変更（取消し）を承認します。		
申請内容	変更・取消	
許可番号		
変更又は取消の理由		
変更内容	変更前	変更後
使用目的		
使用場所		
使用日時	自 年 月 日 () 時 分	自 年 月 日 () 時 分
	至 年 月 日 () 時 分	至 年 月 日 () 時 分
使用物品		
使用料	料金 円	料金 円
	追加徴収又は還付額	(追加徴収・還付) 円
摘要		

改正後

様式第5号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

北秋田市民ふれあいプラザ使用料減免申請書

年 月 日

北秋田市長 様

住 所

団体名

氏 名

(代表者)

電 話 ()

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用目的 (会議の名称)	
使用室名	
使用日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分まで
減免理由	
備 考	

北秋田市民ふれあいプラザ使用料減免許可書

年 月 日

減免申請者 様

北秋田市長 〱

上記により減免申請があった使用料の減免を許可します。

減免の理由	北秋田市公民館等使用料減免要綱第3条別表第()による減免	減免割合(全額・半額)
-------	-------------------------------	-------------

改正前

様式第5号（第5条関係）

様式第5号（第5条関係）

北秋田市民ふれあいプラザ使用料減免申請書

年 月 日

北秋田市長 様

住 所

団体名

氏 名

(代表者)

電 話 ()

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用目的 (会議の名称)	
使用室名	
使用日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分まで
減免理由	
備 考	

北秋田市民ふれあいプラザ使用料減免許可書

年 月 日

減免申請者 様

北秋田市長 〱

上記により減免申請があった使用料の減免を許可します。

減免の理由	北秋田市公民館等使用料減免要綱第3条別表第()による減免	減免割合(全額・半額)
-------	-------------------------------	-------------

議案第16号

北秋田市公印の押印の見直しに伴う関係告示の整備に関する教育委員会告示の制定について

北秋田市公印の押印の見直しに伴う関係告示の整備に関する教育委員会告示を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年4月30日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

提案理由

令和8年4月1日より、行政事務の効率化及びペーパーレス化への対応を図るため、北秋田市文書管理規程（平成17年北秋田市訓令第6号）の一部を改正し、市が施行する文書のうち公印を押印する文書を明確化されたことを受け、教育委員会告示の所要の規定の整備を行うものである。

令和 8 年

北秋田市教育委員会告示第 号

北秋田市公印の押印の見直しに伴う関係告示の整備に関する教育委員会告示

北秋田市公印の押印の見直しに伴う関係告示の整備に関する教育委員会告示を次のように定める。

(北秋田市教育委員会後援等の名義使用に関する事務取扱要綱の一部改正)

1 北秋田市教育委員会後援等の名義使用に関する事務取扱要綱（平成26教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第3号及び様式第5号中「罫」を削る。

(北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付要綱の一部改正)

2 北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付要綱（平成17年教育委員会訓令第4号）の一部を次のとおり改正する。

様式中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(資料) 北秋田市公印の押印の見直しに伴う関係告示の整備に関する教育委員会告示 新旧対照表

改正後	改正前																				
北秋田市教育委員会後援等の名義使用に関する事務取扱要綱 様式第2号	北秋田市教育委員会後援等の名義使用に関する事務取扱要綱 様式第2号																				
<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">北秋田市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">北秋田市教育委員会後援等名義使用承認通知書</p> <p>年 月 日付けの後援等名義使用承認申請について、次のとおり承認しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">承認の区分</td> <td><input type="checkbox"/>後援名義の使用 <input type="checkbox"/>共催名義の使用 <input type="checkbox"/>協賛名義の使用</td> </tr> <tr> <td>使用を承認する名義</td> <td>北秋田市教育委員会</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名義の使用期間</td> <td>年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(1)事業計画に変更があった場合は、直ちに承認事項変更届出書（様式第4号）を提出すること。 (2)事業終了後30日以内に、実施報告書（様式第6号）を提出すること。 (3)承認後に市が後援等をするのが適当でない認められたときは、この承認の内容を取り消すものとする。この場合において、何らかの損失が生じたとしても、市はその補償の責めを負わない。</td> </tr> </table>	承認の区分	<input type="checkbox"/> 後援名義の使用 <input type="checkbox"/> 共催名義の使用 <input type="checkbox"/> 協賛名義の使用	使用を承認する名義	北秋田市教育委員会	事業の名称		名義の使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	その他	(1)事業計画に変更があった場合は、直ちに承認事項変更届出書（様式第4号）を提出すること。 (2)事業終了後30日以内に、実施報告書（様式第6号）を提出すること。 (3)承認後に市が後援等をするのが適当でない認められたときは、この承認の内容を取り消すものとする。この場合において、何らかの損失が生じたとしても、市はその補償の責めを負わない。	<p>様式第2号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">北秋田市教育委員会教育長 印</p> <p style="text-align: center;">北秋田市教育委員会後援等名義使用承認通知書</p> <p>年 月 日付けの後援等名義使用承認申請について、次のとおり承認しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">承認の区分</td> <td><input type="checkbox"/>後援名義の使用 <input type="checkbox"/>共催名義の使用 <input type="checkbox"/>協賛名義の使用</td> </tr> <tr> <td>使用を承認する名義</td> <td>北秋田市教育委員会</td> </tr> <tr> <td>事業の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名義の使用期間</td> <td>年 月 日 から 年 月 日 まで</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(1)事業計画に変更があった場合は、直ちに承認事項変更届出書（様式第4号）を提出すること。 (2)事業終了後30日以内に、実施報告書（様式第6号）を提出すること。 (3)承認後に市が後援等をするのが適当でない認められたときは、この承認の内容を取り消すものとする。この場合において、何らかの損失が生じたとしても、市はその補償の責めを負わない。</td> </tr> </table>	承認の区分	<input type="checkbox"/> 後援名義の使用 <input type="checkbox"/> 共催名義の使用 <input type="checkbox"/> 協賛名義の使用	使用を承認する名義	北秋田市教育委員会	事業の名称		名義の使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	その他	(1)事業計画に変更があった場合は、直ちに承認事項変更届出書（様式第4号）を提出すること。 (2)事業終了後30日以内に、実施報告書（様式第6号）を提出すること。 (3)承認後に市が後援等をするのが適当でない認められたときは、この承認の内容を取り消すものとする。この場合において、何らかの損失が生じたとしても、市はその補償の責めを負わない。
承認の区分	<input type="checkbox"/> 後援名義の使用 <input type="checkbox"/> 共催名義の使用 <input type="checkbox"/> 協賛名義の使用																				
使用を承認する名義	北秋田市教育委員会																				
事業の名称																					
名義の使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで																				
その他	(1)事業計画に変更があった場合は、直ちに承認事項変更届出書（様式第4号）を提出すること。 (2)事業終了後30日以内に、実施報告書（様式第6号）を提出すること。 (3)承認後に市が後援等をするのが適当でない認められたときは、この承認の内容を取り消すものとする。この場合において、何らかの損失が生じたとしても、市はその補償の責めを負わない。																				
承認の区分	<input type="checkbox"/> 後援名義の使用 <input type="checkbox"/> 共催名義の使用 <input type="checkbox"/> 協賛名義の使用																				
使用を承認する名義	北秋田市教育委員会																				
事業の名称																					
名義の使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで																				
その他	(1)事業計画に変更があった場合は、直ちに承認事項変更届出書（様式第4号）を提出すること。 (2)事業終了後30日以内に、実施報告書（様式第6号）を提出すること。 (3)承認後に市が後援等をするのが適当でない認められたときは、この承認の内容を取り消すものとする。この場合において、何らかの損失が生じたとしても、市はその補償の責めを負わない。																				

改正後	改正前								
北秋田市教育委員会後援等の名義使用に関する事務取扱要綱 様式第3号	北秋田市教育委員会後援等の名義使用に関する事務取扱要綱 様式第2号								
<p>様式第3号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">北秋田市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">北秋田市教育委員会後援等名義使用不承認通知書</p> <p>年 月 日付けの後援等名義使用承認申請について、次の理由により不承認とします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="203 991 1075 1358"> <tr> <td style="width: 15%;">事業の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不承認の理由</td> <td></td> </tr> </table>	事業の名称		不承認の理由		<p>様式第3号（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">北秋田市教育委員会教育長 回</p> <p style="text-align: center;">北秋田市教育委員会後援等名義使用不承認通知書</p> <p>年 月 日付けの後援等名義使用承認申請について、次の理由により不承認とします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1234 995 2105 1362"> <tr> <td style="width: 15%;">事業の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不承認の理由</td> <td></td> </tr> </table>	事業の名称		不承認の理由	
事業の名称									
不承認の理由									
事業の名称									
不承認の理由									

改正後	改正前								
北秋田市教育委員会後援等の名義使用に関する事務取扱要綱 様式第5号	北秋田市教育委員会後援等の名義使用に関する事務取扱要綱 様式第2号								
<p>様式第5号（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">北秋田市教育委員会教育長</p> <p style="text-align: center;">北秋田市教育委員会後援等名義使用承認取消通知書</p> <p>年 月 日付け第 号で通知した北秋田市教育委員会後援等名義の使用承認 については、下記のとおり取消します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="212 992 1070 1217"> <tr> <td style="width: 15%;">事業の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取消の理由</td> <td></td> </tr> </table>	事業の名称		取消の理由		<p>様式第5号（第10条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">北秋田市教育委員会教育長 印</p> <p style="text-align: center;">北秋田市教育委員会後援等名義使用承認取消通知書</p> <p>年 月 日付け第 号で通知した北秋田市教育委員会後援等名義の使用承認 については、下記のとおり取消します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1236 992 2094 1217"> <tr> <td style="width: 15%;">事業の名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取消の理由</td> <td></td> </tr> </table>	事業の名称		取消の理由	
事業の名称									
取消の理由									
事業の名称									
取消の理由									

改正後	改正前
<p>北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付要綱 様式第1号（第6条関係）</p> <p>北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付申請書 年 月 日</p> <p>北秋田市長 様</p> <p>住 所 団 体 名 代表者氏名</p> <p>年度において、次のとおり補助金を交付されるよう北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付要綱第6条に基づき申請します。</p> <p>1. 大会の名称</p> <p>2. 補助金等の申請額 ¥ _____ . -</p> <p>3. 補助金等の目的 及 び 内 容</p> <p>4. 補助事業等の実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>5. 添 付 書 類 事業実施計画書 収支予算書 大会要項の写し プログラム等の写し</p>	<p>北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付要綱 様式第1号（第6条関係）</p> <p>北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付申請書 年 月 日</p> <p>北秋田市長 様</p> <p>住 所 団 体 名 代表者氏名 ㊟</p> <p>年度において、次のとおり補助金を交付されるよう北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付要綱第6条に基づき申請します。</p> <p>1. 大会の名称</p> <p>2. 補助金等の申請額 ¥ _____ . -</p> <p>3. 補助金等の目的 及 び 内 容</p> <p>4. 補助事業等の実施期間 年 月 日 ~ 年 月 日</p> <p>5. 添 付 書 類 事業実施計画書 収支予算書 大会要項の写し プログラム等の写し</p>

改正後	改正前
<p>様式第4号（第14条関係） 北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金確定通知書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">北秋田市長</p> <p>年 月 日付け指令 号で交付決定した補助金については、年 月 日付けの実績報告に基づき次のとおり交付額を確定したので、北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付要綱第14条に基づき通知します。</p> <p>1. 大会の名称</p> <p>2. 補助金等の確定額 ¥ _____ . -</p>	<p>様式第4号（第14条関係） 北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金確定通知書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">北秋田市長 ㊞</p> <p>年 月 日付け指令 号で交付決定した補助金については、年 月 日付けの実績報告に基づき次のとおり交付額を確定したので、北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付要綱第14条に基づき通知します。</p> <p>1. 大会の名称</p> <p>2. 補助金等の確定額 ¥ _____ . -</p>

改正後	改正前
<p>様式第5号（第11条関係）</p> <p>北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北秋田市長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 団 体 名 代表者氏名</p> <p>年 月 日付け指令 号で交付の決定を受けた補助金について、交付決定額に変更が生じたので、北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金等交付要綱第11条に基づき額の変更を申請します。</p> <p>1. 大会の名称</p> <p>2. 事業完了予定年月日 年 月 日</p> <p>3. 補助金等の決定額 ￥ _____ . -</p> <p>4. 補助金等の変更額 ￥ _____ . -</p> <p>5. 補助金等変更理由</p>	<p>様式第5号（第11条関係）</p> <p>北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金変更申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北秋田市長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 団 体 名 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> <p>年 月 日付け指令 号で交付の決定を受けた補助金について、交付決定額に変更が生じたので、北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金等交付要綱第11条に基づき額の変更を申請します。</p> <p>1. 大会の名称</p> <p>2. 事業完了予定年月日 年 月 日</p> <p>3. 補助金等の決定額 ￥ _____ . -</p> <p>4. 補助金等の変更額 ￥ _____ . -</p> <p>5. 補助金等変更理由</p>

改正後	改正前
<p>様式第6号（第12条関係）</p> <p>北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金変更決定通知書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">北秋田市長</p> <p>年 月 日付けで変更申請があった補助金については、次のとおり変更することに決定したので、北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付要綱第12条に基づき通知します。</p> <p>1. 大会の名称</p> <p>2. 補助金等決定額 ¥ _____ . -</p> <p>3. 変更後決定額 ¥ _____ . -</p> <p>4. その他</p>	<p>様式第6号（第12条関係）</p> <p>北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金変更決定通知書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">北秋田市長 ㊟</p> <p>年 月 日付けで変更申請があった補助金については、次のとおり変更することに決定したので、北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付要綱第12条に基づき通知します。</p> <p>1. 大会の名称</p> <p>2. 補助金等決定額 ¥ _____ . -</p> <p>3. 変更後決定額 ¥ _____ . -</p> <p>4. その他</p>

改正後	改正前
<p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金取消し通知書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">北秋田市長</p> <p>年 月 日付指令北秋 号で交付の決定をした補助金 について下記のとおり取消ししたので、北秋田市立学校児童生徒各種大 会出場費補助金交付要綱第9条 に基づき通知します。</p> <p>1. 取消しする事項</p> <p>2. 取消しの理由</p> <p>3. 既交付決定額 ¥ _____ . -</p> <p>4. 取消し後の交付決定額 ¥ _____ . -</p>	<p>様式第8号（第9条関係）</p> <p>北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金取消し通知書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">北秋田市長 (印)</p> <p>年 月 日付指令北秋 号で交付の決定をした補助金 について下記のとおり取消ししたので、北秋田市立学校児童生徒各種大 会出場費補助金交付要綱第9条 に基づき通知します。</p> <p>1. 取消しする事項</p> <p>2. 取消しの理由</p> <p>3. 既交付決定額 ¥ _____ . -</p> <p>4. 取消し後の交付決定額 ¥ _____ . -</p>

改正後	改正前
様式第9号（第15条第3項関係）	様式第9号（第15条第3項関係）
<p style="text-align: center;">北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金前金払承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北秋田市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名</p> <p>年 月 日付け指令 号で交付の決定を受けた補助金について、交付決定の内容及び補助等の条件に従い事業を完全に遂行しますので、北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金等交付要綱第15条第3項に基づき前金払を受けたく申請します。</p> <p>1. 大会の名称</p> <p>2. 事業完了予定年月日 年 月 日</p> <p>3. 補助金等の決定額 ¥ _____ . -</p> <p>4. 既 受 領 額 ¥ _____ . -</p> <p>5. 今 回 請 求 額 ¥ _____ . -</p> <p>6. 前金払申請理由</p>	<p style="text-align: center;">北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金前金払承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北秋田市長 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 団 体 名 代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p> <p>年 月 日付け指令 号で交付の決定を受けた補助金について、交付決定の内容及び補助等の条件に従い事業を完全に遂行しますので、北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金等交付要綱第15条第3項に基づき前金払を受けたく申請します。</p> <p>1. 大会の名称</p> <p>2. 事業完了予定年月日 年 月 日</p> <p>3. 補助金等の決定額 ¥ _____ . -</p> <p>4. 既 受 領 額 ¥ _____ . -</p> <p>5. 今 回 請 求 額 ¥ _____ . -</p> <p>6. 前金払申請理由</p>

改正後	改正前
<p>様式第10号（第15条第4項関係）</p> <p>北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金前金払承認通知書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">北秋田市長</p> <p>年 月 日付けで申請があった補助金の前金払については、下記のとおり承認したので、北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付要綱第15条第4項に基づき通知します。</p> <p>1. 大会の名称</p> <p>2. 補助金等決定額 ¥ _____ . -</p> <p>3. 前金払決定額 ¥ _____ . -</p> <p>4. その他</p>	<p>様式第10号（第15条第4項関係）</p> <p>北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金前金払承認通知書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">北秋田市長 ㊟</p> <p>年 月 日付けで申請があった補助金の前金払については、下記のとおり承認したので、北秋田市立学校児童生徒各種大会出場費補助金交付要綱第15条第4項に基づき通知します。</p> <p>1. 大会の名称</p> <p>2. 補助金等決定額 ¥ _____ . -</p> <p>3. 前金払決定額 ¥ _____ . -</p> <p>4. その他</p>
<p>附 則</p> <p>この訓令は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

報告第4号

専決処理の報告について（専決第10号 北秋田市教育委員会事務局職員への休職発令について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したのでこれを報告する。

令和8年4月30日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

専決第 10 号

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処理する。

1 北秋田市教育委員会事務局職員への休職発令について

生涯学習課副主幹 休職期間：令和 8 年 1 月 24 日 ～ 令和 8 年 1 月 27 日

令和 8 年 1 月 24 日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

報告第5号

専決処理の報告について（専決第13号 北秋田市幼保小架け橋委員会委員の委
嘱について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会
規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第2項
の規定に基づきこれを報告する。

令和8年4月30日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭洋

専決第 13 号

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理する。

- 1 北秋田市幼保小架け橋委員会委員の委嘱について

令和 8 年 4 月 1 日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

令和8年度 北秋田市幼保小架け橋委員会委員名簿

任期： 令和8年4月1日
令和9年3月31日

No.	委員区分	職名	氏名	備考
1	北秋田市校長会	鷹巣東小学校長	大高 聖子	
2	北秋田市教頭会	義務教育学校阿仁学園副校長	矢幡香緒理	
3	北秋田市就学前施設管理職 公立	米内沢保育園長	福島 智子	
4	北秋田市就学前施設管理職 私立	幼保連携型認定こども園 しゃるーむ 副園長	藤嶋 匡祥	
5	学校関係者	鷹巣小学校 教諭（通級指導教室 担当）	木村 明美	
6	学校関係者	清鷹小学校（1年担任）	松橋 智子	
7	就学前施設関係者	幼保連携型認定こども園 あいかわ保育園 主幹教諭	金田 由佳	
8	就学前施設関係者	鷹巣中央保育園 教育班長	長谷川朝子	
9	就学前施設関係者	綴子保育園 主任	佐藤ひとみ	
10	教育委員会	政策監兼学校教育課長	小林 陽介	
11	教育委員会	架け橋コーディネーター	庄司美穂子	
12	こども課	こども課長	富谷 和史	
13	こども課	教育・保育アドバイザー	金 尚美	
14	こども課	教育・保育アドバイザー	鈴木千佳子	

報告第 6 号

専決処理の報告について（専決第 14 号 北秋田市教育支援委員会委員の委嘱について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告する。

令和 8 年 4 月 30 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

専決第 14 号

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理する。

- 1 北秋田市教育支援委員会委員の委嘱について

令和 8 年 4 月 1 日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

令和8年度 北秋田市教育支援委員会委員名簿

任期： 令和7年4月 1日
令和9年3月31日

No.	委員区分	職名	氏名	備考
1	小児科医	北秋田市民病院	野口 博生	
2	小児科医	北秋田市立米内沢診療所副所長	佐藤 隆之	
3	公認心理師	公認心理師	小林 寛幸	小委員会
4	北秋田市校長会	鷹巣中学校長	山田 理	
5	北秋田市教頭会	阿仁学園副校長	矢旗香緒理	
6	北秋田市立就学前施設	阿仁合保育園長	松橋 皆子	
7	療育関係者	もろびこども園 管理者	中村 智子	小委員会
8	秋田県教育庁北教育事務所	指導主事	鎌田亜希子	小委員会
9	特別支援学校	比内支援学校たかのす校副校長	佐藤 明	小委員会
10	特別支援教育地域センター	特別支援教育アドバイザー	河田 洋子	
11	通級指導教室担当（鷹巣小学校）	鷹巣小学校教諭	木村 明美	
12	通級指導教室担当（鷹巣中学校）	鷹巣中学校教諭	武田恵美子	
13	北秋田市福祉事務所	家庭相談員	森岡恵理奈	小委員会
14	北秋田市こども課母子保健係	主査	戸沢 裕美	小委員会

事務局（北秋田市教育委員会）

教育長 佐藤 昭洋 政策監兼学校教育課長 小林 陽介 推進監 成田 正子 学籍担当 白渡 わかな

報告第7号

専決処理の報告について（専決第15号 北秋田市不登校対策検討委員会委員の
委嘱について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会
規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第2項
の規定に基づきこれを報告する。

令和8年4月30日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

専決第 15 号

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理する。

- 1 北秋田市不登校対策検討委員会委員の委嘱について

令和 8 年 4 月 1 日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

令和8年度 北秋田市不登校対策検討委員会 委員名簿

NO.		所 属	役 職	名 前
1	学識経験者	秋田大学大学院	教授	和田 涉
2	医師	北秋田市民病院	院長	相澤 俊朗
3	ソーシャルワーカー	秋田県教育庁北教育事務所	S S W	御船美喜雄
4	カウンセラー	—	S C	小林 寛幸
5	学校関係者	森吉中学校	校長	小林 浩之
6	関係行政機関職員	健康福祉部医療健康課	副主幹	渡部 聖子
7		こども課子育て相談係	係長	佐藤 稚子
8		北秋田市さわやか教室	指導員	嘉藤 貴子
9		あきたリフレッシュ学園	社会教育主事	湊 貞宗
10	関係相談機関職員	福祉事務所	家庭相談員	佐藤スゲ子
11	教育委員会職員	教育総務課	教育総務課長	池田 恒平
12		学校教育課	政策監兼学校教育課長	小林 陽介
13		学校教育課	推進監	高橋 裕樹

(任期：令和8年4月1日～令和9年3月31日)

報告第 8 号

専決処理の報告について（専決第 16 号 学校医等の委嘱について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告する。

令和 8 年 4 月 30 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

専決第8号

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理する。

1 学校医等の委嘱について

令和8年4月1日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

令和8年度北秋田市立学校 学校医名簿

※敬称略

任期 自 令和8年 4月 1日

至 令和9年 3月 31日

※任期：令和8年 4月 1日～令和10年 3月 31日

No	学校名	内科	歯科医名	眼科	耳鼻科	薬剤師
1	鷹巣小学校	遠藤 勝實 遠藤クリニック	森川 公彦 森川歯科医院	小林 真 小林眼科医院	丸屋 信一郎 まるや耳鼻科クリニック	藤島 哲大 大館市立総合病院
		児玉 達彦 児玉内科クリニック	奈良 大樹 奈良歯科医院			
2	鷹巣東小学校	田村 豊一 たむら内科クリニック	石川 光 たかのす歯科クリニック	小林 真 小林眼科医院	丸屋 信一郎 まるや耳鼻科クリニック	佐藤 椋 北秋調剤薬局
3	綴子小学校	上田 忠 うえだクリニック	中川 祥 市民病院	小林 真 小林眼科医院	丸屋 信一郎 まるや耳鼻科クリニック	蒔苗 千秋 昭和堂薬局第七薬局
4	清鷹小学校	近藤 義任 近藤医院	中川 祥 市民病院	小林 真 小林眼科医院	丸屋 信一郎 まるや耳鼻科クリニック	佐々木 優太 米代薬局
5	米内沢小学校	高橋 賢郎 市立米内沢診療所	伊藤 剛 くるみ歯科医院	小林 真 小林眼科医院	加谷 悠 秋田大学附属病院	福田 豊浩 福田薬局
6	合川小学校	齋藤 浩太郎 合川診療所	伊東 恵寿 米内沢歯科	小林 真 小林眼科医院	加谷 悠 秋田大学附属病院	松中 啓次 北秋調剤薬局
7	鷹巣中学校	田村 知大 たむら内科クリニック	加賀谷 保 加賀谷歯科医院	小林 真 小林眼科医院	丸屋 信一郎 まるや耳鼻科クリニック	佐々木 一成 昭和堂薬局第六薬局
		安次嶺 拓馬 あじみね内科医院	奈良 大樹 奈良歯科医院			
8	森吉中学校	高橋 賢郎 市立米内沢診療所	伊藤 剛 くるみ歯科医院	小林 真 小林眼科医院	加谷 悠 秋田大学附属病院	福田 豊浩 福田薬局
9	合川中学校	齋藤 浩太郎 合川診療所	伊東 恵寿 米内沢歯科	小林 真 小林眼科医院	加谷 悠 秋田大学附属病院	松中 啓次 北秋調剤薬局
10	阿仁学園	太田 英樹 市立阿仁診療所	小松 直子 市立阿仁診療所	小林 真 小林眼科医院	加谷 悠 秋田大学附属病院	三澤 恭子 あにあい薬局

報告第9号

専決処理の報告について（専決第17号 北秋田市学校結核対策委員会委員の委
嘱について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成17年教育委員会
規則第6号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したので、同条第2項
の規定に基づきこれを報告する。

令和8年4月30日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭洋

専決第 17 号

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処理する。

- 1 北秋田市学校結核対策委員会委員の委嘱について

令和 8 年 4 月 1 日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋

令和8年度北秋田市学校結核対策委員会委員名簿

区 分	所 属	氏 名	備 考
保健所長	北秋田保健所	相澤 寛	
医師会の代表	児玉内科クリニック	児玉 達彦	会長
結核の専門家	北秋田市民病院	野口 博生	
学校医の代表	医療法人豊知会たむら内科クリニック	田村 豊一	副会長
校長会の代表	米内沢小学校	成田 彦智	
養護教諭の代表	鷹巣小学校	今井小百合	
市保健センター職員	北秋田市医療健康課	畠山 英利	

(任期:令和7年4月1日~令和9年3月31日)

(事務局) 北秋田市教育委員会
 教 育 長 佐藤 昭洋
 政策監兼学校教育課長 小林 陽介
 学校教育課係長 金 幸子
 学校教育課副主幹 佐藤 礼介

報告第 10 号

専決処理の報告について（専決第 18 号 学校事務共同実施グループリーダー等の任命について）

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第 2 項の規定に基づきこれを報告する。

令和 8 年 4 月 30 日提出

北秋田市教育委員会教育長 佐藤 昭 洋

専 決 処 理 書

北秋田市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処理する。

1 学校事務共同実施グループリーダー等の任命

発令名	所属校名	職・氏名
グループリーダー・事務長	北秋田市立鷹巣小学校	主任主査 田中 克典
グループリーダー・事務長	北秋田市立森吉中学校	主任主査 菅原 裕美
グループリーダー	北秋田市立鷹巣中学校	統括事務長 鈴木真樹

令和 8 年 4 月 1 日専決

北秋田市教育委員会教育長 佐 藤 昭 洋